愛媛県立今治病院整備事業
落札者決定基準

令和８年 10 月

愛媛県

－目　次－

第１ 「落札者決定基準」の位置付けについて **1**

第２ 落札者の決定方法 **1**

１ 落札者の決定 1
２ 審査の方法 1
３ 審査委員会 1
４ 審査等の流れ 1

第３ 入札提出書類の審査 **2**

１ 入札価格の確認 2
２ 提案内容に対する基礎審査 2
３ 提案内容等に対する加点審査 2
(1) 提案内容の加点審査 2
(2) 提案内容評価の点数化方法 3
(3) 入札金額の点数化方法 4
(4) プレゼンテーション・ヒアリングの実施 4

第４ 落札候補者の選定 **4**

第５ 応募者が１者の場合の取り扱い **5**

第６ 落札者の決定 **5**

第１　「落札者決定基準」の位置付けについて

この落札者決定基準は、愛媛県（以下「県」という。）が、愛媛県立今治病院整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するにあたり、最も優れた提案を行った事業者を落札者として選定するための方法及び評価基準等を示すものであり、応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に公表する「入札説明書等」と一体のものである。

第２　落札者の決定方法

１　落札者の決定

本事業を実施する事業者には、病院施設等の設計・新築等に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、落札者の決定において、価格のほか、本事業の業務範囲に関する提案内容の妥当性・確実性等、多面的な判断が必要であることから、金額及び提案内容等を総合的に評価する方式（総合評価落札方式）を採用する。

２　審査の方法

審査は参加要件確認及び提案内容等の審査(基礎審査、加点審査、入札価格審査)により実施する。

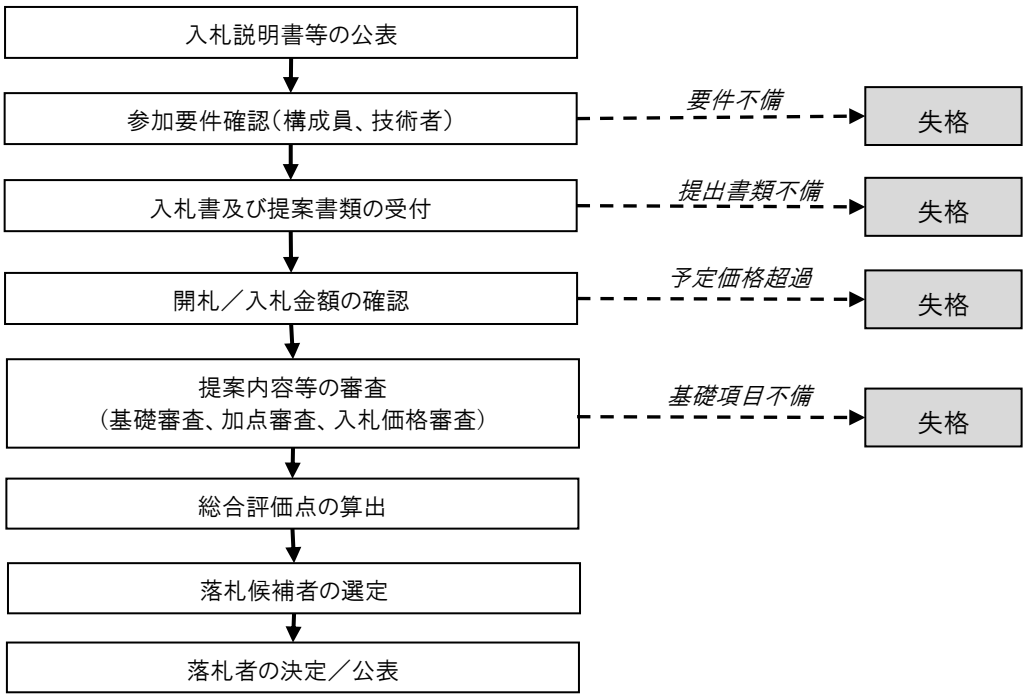
３　審査委員会

県は、事業者の選定に際し、適切かつ客観的な評価を行うため、学識経験者等の外部委員等により構成する「愛媛県立今治病院整備検討委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置している。

審査委員会は、応募者からの提案内容を総合的に評価した上で落札候補者を選定し、県に報告する。県は、委員会からの報告を踏まえ、落札者を決定する。

４　審査等の流れ

本事業における審査等の流れは以下のとおりである。



第３　入札提出書類の審査

１　入札価格の確認

県は、応募者から提出された入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。入札金額が予定価格を超えている場合は失格とし、総合評価の対象としない。失格とした場合、応募者の代表企業に対して通知する。

その他、入札にあたっての留意事項及び入札の無効条件等については入札説明書を確認すること。

２　提案内容に対する基礎審査

応募者には、提案書類の一部として、要求水準を満たす業務を提供する旨の誓約書の提出を求める。なお、県は、当該誓約書を受領するほか、「要求水準を満たさない提案となっていないかという視点」で基礎審査を実施する。

審査の結果、「要求水準に示す条件を満たさない」と判断される者は、失格とする。なお、基礎審査結果に対する点数の配点は行わないものとする。

審査の結果は、応募者の代表企業に対して通知する。

３　提案内容等に対する加点審査

各項目別の評価基準、提案内容と入札価格との配点については、県が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して、「内容評価点」は全体で【700】点満点、「価格点」については全体で【300】点満点の合計【1,000】満点として設定する。

(1)　提案内容の加点審査

加点審査においては、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について、次の表に示す評価項目ごとに得点を付与し、合計を「内容評価点」として算出する。

加点審査の評価項目及び視点

施設整備の基本方針（要求水準）	評価項目	評価の視点	配点
安定的･継続的に良質な医療の提供が可能な施設計画	今治圏域の中核病院として担うべき政策的医療や高度医療への対応	①　今治圏域の救急・周産期等医療を担う中核病院として、新病院の医療機能が最大限発揮できる施設計画のあり方について、専門的知見を生かした有効な提案がなされているか。	150 点
		②　圏域内唯一の災害拠点病院として果たすべき役割を踏まえた施設計画及び運営面の工夫等について有効な提案がなされているか。	25 点
		③　新型コロナ等、新興感染症発生時に、県立病院の使命として当院が果たすべき役割を踏まえた施設計画及び運営面の工夫等について有効な提案がなされているか。	25 点

施設整備の基本方針 (要求水準)	評価項目	評価の視点	配点
	施設の可変性	① 将来の医療ニーズの変化や運営方針・診療機能の変化に伴い、施設の増改築や改修など、変化に柔軟に対応できるフレキシビリティの高い有効な提案がなされているか。	50 点
患者や職員など施設利用者にとって快適な施設計画	患者や患者家族にやさしく、職員の働きやすい環境の整備	① 施設利用者にとって使いやすく、心地の良い環境であり、また、職員が効率良く、安全かつ快適に業務を行うことができるような工夫がなされているか。	50 点
周辺地域や環境に配慮した施設計画	周辺住民・施設への配慮	① 周辺地域の住環境等と調和した外観・外構計画の提案がなされているか。	25 点
その他	プロジェクトマネジメント・品質管理	① 経験豊富な担当者を本事業に配置するなど、有効な体制面の提案がなされているか。	50 点
		② 事業全体の品質管理・マネジメント（病院要望等の的確な反映、事業工程の遅延防止策）に関する有効な提案がなされているか。	50 点
	コスト管理	① 契約金額内で価格コントロールするための有効な方策と事業者側の積極的な姿勢が示されているか。	75 点
		② 施設の維持管理費用の低減に関する具体的かつ有効な提案がなされているか。	50 点
	竣工後のフォロー	① 新病院の円滑な開院を実現するために、建物竣工以降の効果的かつ充実したフォローの提案がなされているか。	25 点
	地域経済の振興	① 本事業全体を通じて、どのように地域経済に寄与できるかについて、効果が発揮できる有効かつ具体的な提案がなされているか。	100 点
	その他	① 本事業において、民間企業の創意工夫を活かし、自らが貢献できるような具体的な対応・支援策等について（入札金額内で実施できるものに限る。）	25 点

(2) 提案内容評価の点数化方法

各加点審査の評価項目について、次に示す５段階評価による点数化方法により得点を付与する。なお、得点は、小数点第二位まで算定する。

評価	評価の内容	得点化方法
S	当該評価項目において、特に優れた具体性のある提案がなされている	配点×1.00
A	当該評価項目において、最も優れた具体性のある提案がなされている	配点×0.75
B	当該評価項目において、具体性のある提案がなされている	配点×0.50
C	当該評価項目において、提案内容が具体性や実効性に欠けている	配点×0.25
D	当該評価項目において、評価に値する提案がなされていない	配点×0

(3) 入札金額の点数化方法

応募者が提示する入札金額について、次の算式により「価格点」として点数化する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い入札金額}}{\text{当該応募者の提示する入札金額}} \times \text{【300】点}$$

※ 最も低い入札金額を提示した応募者の価格点を【300】点満点とする。

※ その他の応募者の価格点は、最も低い入札金額からの割合に基づき算出する。

※ 得点は、小数点第二位まで（小数点第三位を四捨五入）算定する。

(4) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

審査委員会は、参加要件及び提案内容に関する基礎審査を通過した応募者に対して、個別にプレゼンテーション・ヒアリングを行うことを予定しているが、あくまで提案内容の詳細の確認等を目的とするものである。プレゼンテーション・ヒアリングの開催要領については、別途該当する応募者の代表企業に対して事前に通知する。

第４　落札候補者の選定

審査委員会は、提案書類の内容について各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で点数化を行い、総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を、落札候補者として選定する。さらに、次いで高い提案を行った応募者を次点者として決定する。

なお、総合評価点において、同点が２者以上あった場合は、内容評価点が高い応募者を上位とし、さらに同点の場合は、くじにより決定する。

総合評価点　＝　内容評価点　＋　価格点

第５　応募者が１者の場合の取り扱い

応募者が１者のみであった場合は、各加点審査の評価項目に対して以下に示す方法により、絶対評価を行い、得点を付与する。

評価	評価の内容	得点化方法
S	当該評価項目において、極めて優れており、期待される水準を大きく上回る提案がなされている	配点×1.00
A	当該評価項目において、十分な具体性と実効性があり、期待される水準を上回る提案がなされている	配点×0.75
B	当該評価項目において、期待される水準を概ね満たしている提案がなされている	配点×0.50
C	当該評価項目において、一定の提案はなされているが、具体性や実効性に課題がある	配点×0.25
D	当該評価項目において、評価に値する提案がなされていない	配点×0

第６　落札者の決定

県は審査委員会の審議を踏まえ、落札者を決定する。